

Tax Newsflash

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年6月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

科学技術型中小企業の研究開発費用追加控除比率が75%に引上げ

中国财政部、国家税務総局、科学技術部は2017年5月2日に共同で財税[2017]34号通達(以下「34号通達」)を公布し、2017~2019年において発生する科学技術型中小企業の研究開発費用(R&D費用)について、税引前の追加控除比率を現行の50%から75%に引き上げることを規定した。続いて5月3日に、国科発政[2017]115号通達により《科学技術型中小企業評価弁法》(以下「評価弁法」)を公布し、上述した政策の適用対象、すなわち、「科学技術型中小企業」に関する評価指標と申請手続について明確化した。

(1) 背景

企業所得税法の規定によれば、居住者企業は研究開発費用の実際発生額を控除した上で、更に実際発生額の50%を追加控除することができ、無形資産を形成する場合には、無形資産原価の150%を償却することができる。李克強首相が2017年の3月に《2017年政府活動報告》において「科学技術型中小企業の研究開発費用の追加控除比率を現行の50%から75%に引き上げる」という政策方針を初めて示したが、今回公布された二つの通達は当該政策の実施にあたって具体的なガイドラインを提供するものとなっている。

(2) 新規定のキーポイント

1) 優遇措置の強化: 研究開発費の追加控除比率を75%に引上げ

科学技術型中小企業の研究開発活動において実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せず当期の損益に計上する場合には、規定に基づき実際の発生額を控除した上で、2017年1月1日~2019年12月31日の間に、研究開発費用の75%を追加控除すること、無形資産を形成する場合には、上述の期間において、無形資産原価の175%を償却することが認められる。従来の50%の追加控除比率と比べて、新規定による優遇措置が大きく強化されている。

2) 自主評価、任意申請

科学技術型中小企業資格の判断は、企業による自主評価が採用される。すなわち、企業が《評価弁法》の規定に従い、自身が科学技術型中小企業の認定条件に合致するか否かに関する自主評価を行い、条件に合致すると判断した場合、「全国科学技術型中小企業情報サービスプラットフォーム」(以下「サービスプラットフォーム」)で企業情報を登録し、オンラインで《科学技術型中小企業情報表》の記入を行う。サービスプラットフォームにおける10営業日の公示を経て、異議申立てを受けなかった企業は「全国科学技術型中小企業情報データベース」(以下「情報データベース」)にインポートされ、登録番号の発行を受ける。これにより、企業が75%の研究開発費用追加控除が適用できる資格を得る。公示の段階で異議申立てを受けた場合、省レベルの科学技術管理部門が関係部署に調査を指示する。

3) 科学技術型中小企業の評価指標の明確化

科学技術型中小企業は、下記の条件をすべて満たさなければならない。

- (一) 中国国内(香港、マカオ、台湾地区を含まない)で登録された居住者企業であること
- (二) 従業員総数が500人を超えず、売上高が2億人民元を超えず、資産総額が2億人民元を超えないこと
- (三) 企業の提供する製品とサービスは、国家による禁止類プロジェクト、制限類プロジェクト、淘汰類プロジェクトのいずれにも該当しないこと

(四) 企業は申請を行った当年度およびその前年度において、重大安全事故と重大品質事故が発生しておらず、環境関連の嚴重違法行為と科学技術研究関連の嚴重失信行為を行っておらず、かつ、企業経営異常リストおよび嚴重違法失信企業リストに記載されていないこと

(五) 企業が科学技術型中小企業評価指標に基づき行った総合評価の採点結果が 60 点を下回らず、かつ科学技術人員の指標採点が 0 点ではないこと

条件(五)にいう総合評価指標の詳細は下表のとおりである。

種類	指標
科学技術者(20点満点)	科学技術者が企業の従業員総数に占める割合
研究開発への投資(50点満点)	研究開発費用が売上高あるいは原価・費用に占める割合
科学技術成果(30点満点)	主要製品(あるいはサービス)について保有している有効期間内の知的財産権の種類と数量(知的財産権にかかわる争議あるいは紛争がないことが前提条件である)

上述した条件(一)～(五)をすべて満たした上で、下記した条件のいずれかを満たした場合、科学技術型中小企業に認定することができる。

- 有効期間内のハイテク企業資格証書を有している
- 直近5年において、科学技術に関わる国家賞を上位3位以内で受賞した
- 認定済みの省・部レベル以上の研究開発機構を保有している
- 直近5年において、国際基準、国家基準あるいは業界基準の制定を主導した

「評価弁法」は、評価指標にいう企業の科学技術者、従業員総数、研究開発費用、売上高、知的財産権等の定義について明確化した。

4) 定期的なアップデート、サンプリング検査およびモニタリング

情報データベースにインプットされた企業は毎年3月末までにサービスプラットフォームを通じて「科学技術型中小企業情報表」のアップデートを行うと同時に、自主的に再評価を行わなければならない。名称変更、あるいは認定条件にかかわる事項に重大な変更が生じた場合、3カ月以内にサービスプラットフォームを通じて情報のアップデートを行わなければならない。

省レベルの科学技術管理部門は情報データベースにインプットされた企業に対してサンプリング検査を行い、その結果、評価条件に合致しない、あるいは期限どおりに「科学技術型中小企業情報表」のアップデートを行わなかった企業は資格を剥奪され、関連の優遇措置の適用資格を失う。

(3) デロイトの考察およびアドバイス

《国家創新驅動發展戰略綱要》の実施および「大衆創業、万衆創新」の推進という背景のもと、研究開発費用の税引前追加控除比率を現行の50%から75%に引き上げることは、中小企業による研究開発への投資強化および科学技術イノベーションを後押しするための重要措置である。今回公布された「評価弁法」は、政府による「簡政放権」政策の精神を受け継いだものであり、企業による自主評価と任意申請に基づき、「科学技術型中小企業」の認定条件、評価指標、申請手続等の明確化を通じて、規範となるガイドラインを提供しており、関係企業の評価認定と優遇適用に一定の便益をもたらすものとなった。

留意すべき点として、科学技術型中小企業向け優遇政策の適用を申請する企業は、相応のコンプライアンス義務を履行しなければならない。例えば、情報アップデートに関する義務を期限どおりに履行しなかった場合、優遇政策の適用資格を失う可能性がある。《評価弁法》において、科学技術管理部が情報データベースにインプットされた企業に対してサンプリング検査と審査を行うことが明確化されている。したがって、企業はそれに関するリスク意識を高める必要がある。

優遇政策の適用を受けるために科学技術型中小企業の資格申請を検討している企業には、今回公布された《評価弁法》に基づき、実施可能性とリスク評価を行うと同時に、関連の事業計画あるいは自主評価等に関する準備活動を展開することが推奨される。また、2017年は関連優遇政策実施の初年度であることから、科学技術型中小企業の評価と申請に関する多くの実施細則と実務要求が段階的に整備される見通しである。したがって、関係企業は引き続き法規と実務の動向に留意し、必要に応じて専門機構に協力を求めることで、関連の認定・申請作業を適時かつスムーズに推進する必要がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人 および DT 弁護士 法人 を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人 を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.